

(新)

別表第 1 - 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
保育所等 地域連携 事業	0～2歳の未就園児 が概ね 50 名を超え る市町村で保育所又 は小規模保育事業所 を <u>運営</u> する者	交流事業等を実施する ために必要な経費 人件費、諸謝金、旅 費、需用費（消耗品 費、印刷製本費）、役 務費（通信運搬費、 保険料）、使用料及び 賃借料、備品購入費	補助基準額は月額単価と実 施月数の積を上限とする。 ただし、継続経費を除き、 実施月数は通算で次の月数 を限度とする。 ステップ 1：24 月 ステップ 2：24 月 ステップ 3：12 月 月額単価は次のとおりとす る。 ステップ 1 ① 保育所 10,000 円 ② 小規模保育事業所 8,000 円 ステップ 2 ① 50,000 円 ② 40,000 円 ステップ 3 ① 150,000 円 ② 100,000 円 継続経費 (ステップ 3 の開始後 13 月目以降) ① 25,000 円 ② 20,000 円	公立：1/2 私立：定額

(※) 補助申請にあたっては、当該年度の事業実施期間に係る対象経費分のみ申請するものとする。事業の開始にあたっては、月初日からとなるよう設定すること。

(旧)

別表第 1 - 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
保育所等 地域連携 事業	0～2歳の未就園児 が概ね 50 名を超え る市町村で保育所又 は小規模保育事業所 を <u>実施</u> する者	交流事業等を実施する ために必要な経費 人件費、諸謝金、旅 費、需用費（消耗品 費、印刷製本費）、役 務費（通信運搬費、 保険料）、使用料及び 賃借料、備品購入費	補助基準額は月額単価と実 施月数の積を上限とする。 ただし、継続経費を除き、 実施月数は通算で次の月数 を限度とする。 ステップ 1：24 月 ステップ 2：24 月 ステップ 3：12 月 月額単価は次のとおりとす る。 ステップ 1 ③ 保育所 10,000 円 ④ 小規模保育事業所 8,000 円 ステップ 2 ③ 50,000 円 ④ 40,000 円 ステップ 3 ③ 150,000 円 ④ 100,000 円 継続経費 (ステップ 3 の開始後 13 月目以降) ③ 25,000 円 ④ 20,000 円	公立：1/2 私立：定額

(※) 補助申請にあたっては、当該年度の事業実施期間に係る対象経費分のみ申請するものとする。事業の開始にあたっては、月初日からとなるよう設定すること。

(新)

別表第 1 - 2 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
保育所等 地域連携 事業	保育所又は小規模保育事業所を運営する者	交流事業等を実施するために必要な経費 人件費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費	補助基準額は月額単価と事業実施月数との積を上限とする。 ただし、継続経費を除き、実施月数は通算で次の月数を限度とする。 準備経費：交流事業等の開始前 6 月 運営経費：交流事業等の開始後 12 月 月額単価は次のとおりとする。 ①保育所 150,000 円 ②小規模保育事業所 100,000 円 継続経費 （交流事業開始後 13 月目以降） ①25,000 円 ②20,000 円	定額

(※) 補助申請にあたっては、当該年度の事業実施期間に係る対象経費分のみ申請するものとする。

(旧)

別表第1-2 (第3条関係)

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
保育所等 地域連携 事業	保育所又は小規模保 育事業を行う事業所	交流事業等を実施す るために必要な経費 人件費、諸謝金、旅 費、需用費(消耗品 費、印刷製本費)、 役務費(通信運搬 費、保険料)、使用 料及び賃借料、備品 購入費	補助基準額は月額単価と事 業実施月数との積を上限と する。 ただし、継続経費を除き、 実施月数は通算で次の月数 を限度とする。 準備経費：交流事業等の開 始前6月 運営経費：交流事業等の開 始後12月 月額単価は次のとおりとす る。 ①保育所 150,000円 ②小規模保育事業晝 100,000円 継続経費 (交流事業開始後13月目 以降) ①25,000円 ②20,000円	定額

(※) 補助申請にあたっては、当該年度の事業実施期間に係る対象経費分のみ申請するものとする。